



暑中お見舞い
申し上げます

河合会計事務所



編集発行人
河合会計
税理士 河合孝彦
社会保険労務士
〒910-0019
福井市春山1丁目9番13号
TEL 0776(22)0897(代)
FAX 0776(27)6199
<http://kawai.zei-mu.com>

8月

(葉月) AUGUST

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	15	29
日	16	30
月	17	31
火	18	
水	19	
木	20	
金	21	
土	22	

8月の税務と労務

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント FX取引

外国為替証拠金取引のこと。外国為替(外国通貨)の売買により、為替差益や2つの通貨間の金利差から生じる利益を得るのが投資の目的。少額の証拠金(保証金)を担保にして、多額の取引ができることや、インターネットを利用して手軽にできることから個人投資家に人気がある反面、リスクもあります。

利用しやすくなった雇用助成金

大企業対象

雇用調整助成金

中小企業対象

中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（中小企業向けの助成金で、平成二十年十二月からの当面の措置）（以下「雇用調整助成金」という）が、昨年十二月以降小刻みに改正され、手続きの簡略化及び補正予算成立に伴う給付内容の充実等により、事業主には利用しやすい助成金となりました。

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、その休業、教育訓練または出向に係る手当もしくは賃金等の一部に対し助成される制度です。

留意点

助成金の申請を希望している場合は、次の点に留意するとよいでしょう。

- (1) 受給要件のひとつに、「最近三カ月間の売上高または生産量等（以下「売上高」という）がその直前三カ月間又は前年同期と比べて5%以上減少していること」がありますが、中小企業には特例があり、売上高の減少が5%未満であっても、直近の決算等の経常利益が赤字であれば要件を満たしたととされます。申請を希望する場合は、この5%要件を満たしているうちに、できるだけ早急に「休業等実施計画届」を提出する

とよいでしょう。

この助成金も、まず、休業の予定日（計画届）を提出後、その実績に基づき助成金が支給される仕組みになっています。

ちなみに、この5%以上の要件は、初回の計画届を提出する際の判断要件ですが、事業主が指定した休業実施期間中は変更ありません。

実施期間経過後さらに休業をする場合には、改めて計画届を提出する必要がありますが、この場合はその時点で5%以上の要件が問われず。

- (2) 支給要件をクリアしているか否かは、あくまで雇用保険の事業のひとつとしてこの助成金の要件に該当しているか

どうかで判断されます。

- (3) 従前は助成金と相殺された時期がありました。現在は、月の残業時間に関係なく、規定の金額が支給されます。

- (4) 支給額は以下のとおり直近の雇用保険の確定保険料の算定の基礎となった賃金に基づき算定されます。したがって、正社員であっても短時間就労者であっても、申請後支給した給与の額に応じて助成金額が決定されるわけではありません。

助成金額の算定

「1」まず、平均賃金額を次の計算式から求めます。

$$\text{平均賃金額} = \frac{\text{〃}}{\text{〃}} \times \text{〃} \dots$$

（一円未満の端数は切上げ）

前年度一年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額（免除対象高齢者の賃金を含む）。具体的には、直前の年度更新の際に申告した金額です。

前年度一年間の一月月平均雇用保険被保険者数（免除対象高齢者を含む）（一人未満の端数は切捨て）

この数は、実施期間中変わりません。

前年度の年間所定労働日数（一日未満の端数は切捨て）

〔2〕次に基準賃金額を求めます。

×休業等協定書に定める支払率：（一円未満の端数は切上げ）

〔3〕に助成率（三分の二、四分の三、五分の四）を掛けます（小数点以下の端数は切上げ、なお、平成二十一年七月三十一日までは七、七三〇円が上限）：

〔4〕助成金額は、に月間休業延日数を掛けた額です（一円未満の端数は切捨て）。

ポイント

支給額は、労働局において雇用保険データに基づき算出されますので、前記により算出した額と異なることがあります。

解雇等を行わない事業主に
対し助成率が上乘せされます
（雇用調整助成金は三分の二
四分の三、中小企業緊急雇用
安定助成金は五分の四、一〇
分の九）。

手続きは、支給申請書を提出する際、一緒に「雇用維持事業主申告書」を提出することにより行います。ただし、前記「3」の計算の結果、すでに限度額を超えている場合は、助成金額には反映されません。
大型倒産等事業主など特定の事業主については、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

	雇用調整助成金	中小企業緊急雇用安定助成金
支給要件	①最近3カ月間の売上高または生産量等がその直前3カ月間または前年同期比で5%以上減少していること。なお、中小企業については、5%未満であっても前期決算等の経常利益が赤字であれば要件を満たしたことになります。 ②従業員の全一日の休業または対象被保険者等毎に1時間以上の休業（特例短時間休業）を行うこと。 ③3カ月以上1年以内の出向を行うこと。	
受給額等	①休業等 イ 受給額 休業手当相当額の2/3（上限あり） ロ 支給限度日数 3年間で300日 ハ 教育訓練を行う場合 上記の金額に1人1日4,000円を加算 ②出向 出向元で負担した賃金の2/3（上限あり）	①休業等 イ 受給額 休業手当相当額の4/5（上限あり） ロ 支給限度日数 3年間で300日 ハ 教育訓練を行う場合 上記の金額に1人1日6,000円を加算 ②出向 出向元で負担した賃金の4/5（上限あり）

中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいいます。

	資本金または従業員数
次の業種以外の業種	3億円以下または300人以下
卸売業	1億円以下または100人以下
サービス業	5千万円以下または100人以下
小売業（飲食業を含む）	5千万円以下または50人以下

特定就職困難者 雇用開発助成金

特定就職困難者雇用開発助成金は、60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワークまたは適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、新たに雇用保険の一般

被保険者として雇い入れた雇用保険の適用事業主に対し、賃金相当額の一部を助成するものです。

支給額は、6カ月を1期として、対象労働者ごとに定められた助成対象期間について支給されます（下表参照）。

詳しくは、都道府県労働局（職業安定部）または最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

特定就職困難者

対象労働者（一般被保険者）		支給額		助成対象期間	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
労働者以外 短時間 以外	① 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	50万円	90万円	1年	1年
	② ③を除く身体・知的障害者	50万円	135万円	1年	1年6カ月
	③ 重度障害者等 ^{*2}	100万円	240万円	1年6カ月	2年
労働者 短時間 ^{*1}	④ 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	30万円	60万円	1年	1年
	⑤ 身体・知的・精神障害者	30万円	90万円	1年	1年6カ月

*1 短時間労働者とは、週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

*2 重度障害者等とは、重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者をいいます。

妊婦健診の公費負担が拡充

女性労働者が母子保健法に基づく妊婦健診を受診するために必要な通院時間（通院休暇）を請求したときには、事業主は、妊娠23週までは4週に1回、妊娠24週から35週までは2週に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回の範囲内で与えなければなりません。

この妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、現在5回しか無料とされていない妊婦健診を、緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月末までの間については、必要な回数（14回程度）まで受診できるようにするため、残りの9回分について、国と市区町村が費用の1/2ずつを負担することとなりました。

ちなみに、市区町村によっては、すでにその9回分について無料にしているところもあるようですので、詳しくは、住所地の市区町村にお問い合わせ下さい。

障害者雇用納付金制度

事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者の雇用水準を引き上げることが目的に障害者雇用納付金制度が実施されています。

この制度は、雇用障害者数が法定雇用率（一・八％）に満たない事業主（常時労働者三〇一人以上）から、その雇用する障害者が一人不足することにより月額五万円を徴収し、それを原資と

して、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金（超過一人につき月額二万七千円）や報奨金を支給する仕組みです。

本制度の対象事業主を拡大する改正が行われ、常時労働者二〇人以上三〇人以下の事業主は平成二十二年七月以降、同一〇人以上二〇〇人以下の事業主は平成二十七年四月から実施されることとなりました。